

福井県文書館年報

第8号

平成22年度

福井県文書館

目 次

I	文書館の概要	
1	設置の目的	1
2	建設の経緯	1
3	施設の概要	2
II	平成22年度事業の概要	
1	組織	3
2	平成22年度の主な事業内容	3
(1)	一般管理運営	
ア	文書館運営懇話会	3
イ	収蔵資料のくん蒸業務	4
ウ	文書館情報システム	4
(2)	調査研究事業	
ア	記録資料アドバイザーの設置	5
イ	『福井県文書館研究紀要 第8号』の発刊	5
ウ	『越前松平家家譜 慶永 福井県文書館資料叢書』の発刊	6
(3)	収集保存事業	
ア	収蔵資料数	7
イ	古文書	7
ウ	歴史的公文書	8
(4)	閲覧利用事業	
ア	月別文書館利用者数	9
イ	文書等の貸与・複製・転載	10
ウ	古文書複製本公開許諾依頼結果	11
(5)	普及啓発事業	
ア	講座・講演会等の開催	12
イ	閲覧室展示	13
ウ	学校教育との連携	15
エ	刊行物	17
3	福井県文書館業務日誌	18

III 関係法令

1 公文書館法	22
2 福井県文書館の設置および管理に関する条例	24
3 福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則	27
4 福井県文書館における文書等の収集および保存に関する要綱	30
5 福井県文書館文書等利用要綱	33
利用案内	36

I 文書館の概要

1 設置の目的

福井県文書館は、県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録を収集し、保存し、県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって学術の振興および文化の向上に寄与するために設置する施設である。この設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文書等の収集、整理および保存
- (2) 文書等の閲覧の実施
- (3) 文書等に関する調査および研究
- (4) 文書等に関する知識の普及および啓発
- (5) その他、文書館の設置の目的にふさわしい業務

2 建設の経緯

平成 7 年度	「福井県立公文書館（仮称）基本計画」策定(平成 8 年 3 月)
平成 8 年度	福井県立図書館との併設を決定
平成 9 年度	福井県立図書館・福井県立公文書館（仮称）基本設計
平成 10 年度	埋蔵文化財試掘調査
平成 11 年度	福井県立図書館・福井県立公文書館（仮称）実施設計 埋蔵文化財発掘調査
平成 12 年度	埋蔵文化財発掘調査 土地造成着工
平成 13 年度	土地造成完了 用地取得 起工式（平成 12 年 11 月）
平成 14 年度	福井県立公文書館（仮称）を福井県文書館とする 建物本体工事完成（平成 14 年 8 月） 外構工事完成（平成 14 年 11 月） 開館（平成 15 年 2 月 1 日）

3 施設の概要

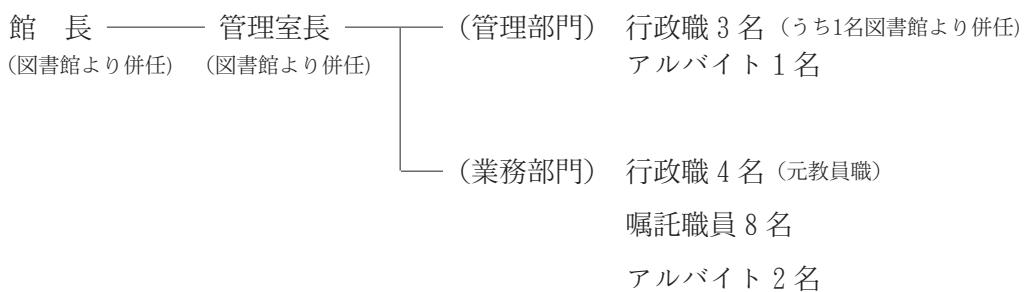
設置場所 福井市下馬町 51-11
敷地面積 70,246 m²
施設形態 福井県立図書館との併設
施設規模 延床面積 18,436 m² (文書館 3,119 m² 図書館 15,317 m²)
建物構造 鉄骨造および鉄筋コンクリート造
地上 2 階 (図書館書庫地上 5 階)、地下 1 階

主な施設

階	部屋名	面積 (m ²)	主な使用目的
1	閲覧室	113	利用者が文書等の閲覧を行う
1	研修室	82	古文書読解講座などの講座を開催
1	事務室		文書館職員の執務室
1	館長室	202	館長の執務室
1	調査研究室		収集した公文書、古文書などの整理、補修、目録作成
1	荷解室	66	収集した公文書、古文書などの梱包を解く
1	くん蒸室	23	収集した公文書、古文書などの殺虫、殺カビを行う
1	撮影室	57	収集した公文書、古文書などの撮影、デジタル画像化を行う
1	第1書庫		歴史的公文書を保存する
1	第4書庫	498	古文書複製本を保存する
2	第2書庫		歴史的公文書を保存する
2	第3書庫	536	行政資料を保存する
2	一般書庫(フィルム庫)	68	マイクロフィルム等を保存する
2	貴重書庫	178	収集した古文書原本を保存する
便所、廊下、機械室等		1,296	
合計		3,119	

II 平成22年度事業の概要

1 組織 (平成22.4.1現在)



2 平成22年度の主な事業内容

(1) 一般管理運営

ア 文書館運営懇話会

文書館の利用推進を図るにあたり、デジタル歴史情報の提供、各種講座、講演会等文書館の歴史的資料の利用に関する施策を効果的に実施するため、県民から幅広い意見を聴取することを目的とする。

福井県文書館運営懇話会委員 (平成22.4.1現在)

分野	氏名
学校関係	小谷 正典
市町村関係	釣部由紀子
一般	杉田 晃一
"	田原 健子
"	築山 桂
"	中島 辰男

第1回運営懇話会

日 時 平成22年10月19日 (火) 13:30~16:00
場 所 福井県立図書館 大会議室
内 容 • 所蔵資料の利用について

第2回運営懇話会

日 時 平成23年3月17日 (木) 13:30~15:10
場 所 福井県立図書館 大会議室
内 容 • 平成23年度文書館の普及啓発の取り組みについて
• 平成23年度事業計画 (案) について

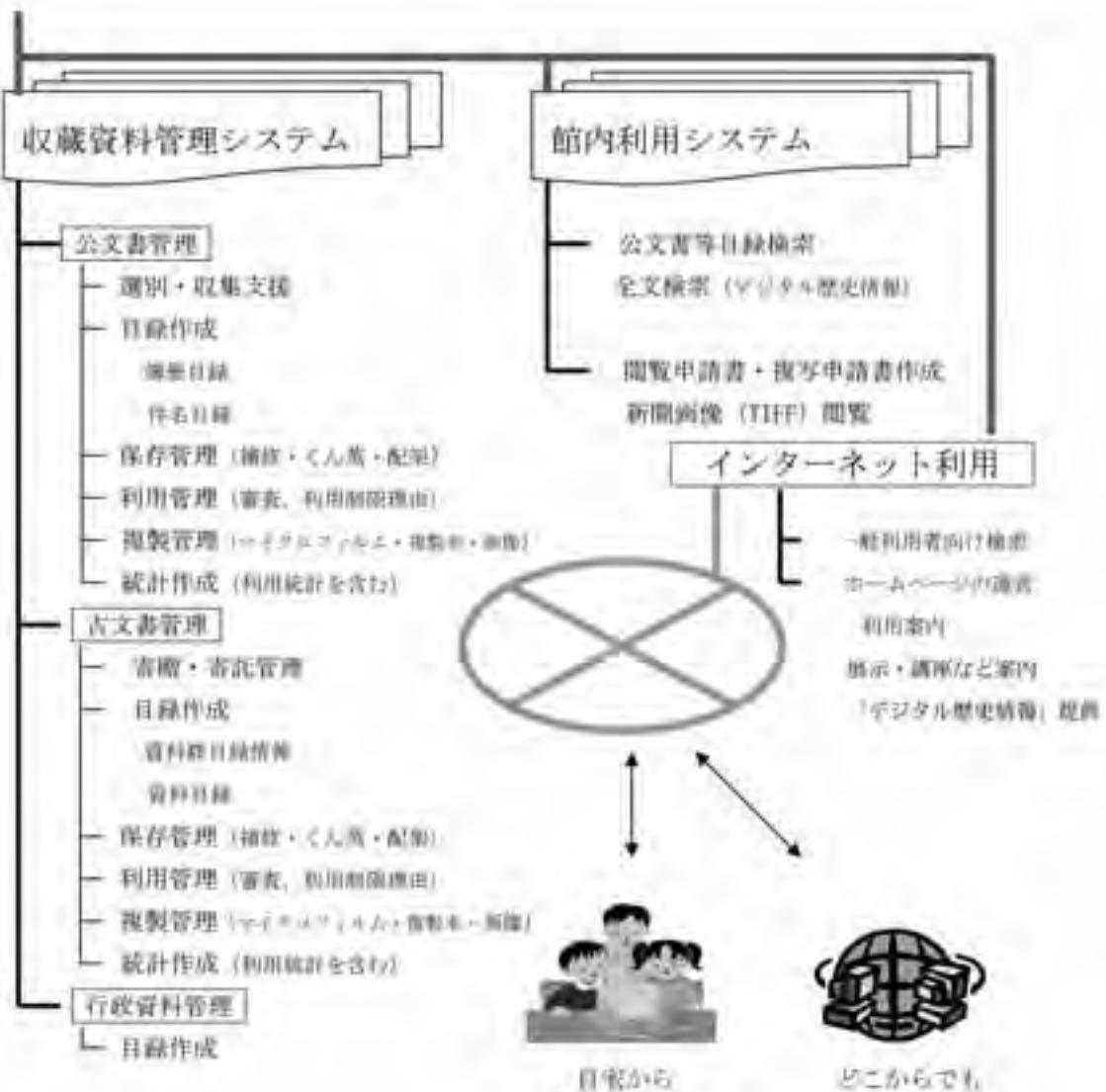
イ 収集資料のくん蒸業務

くん蒸方式	回数	実施年月日	使用薬剤	業務形態
くん蒸車によるくん蒸	1回	平成22年10月2日(土) ～10月16日(土)	二酸化炭素	委託
くん蒸庫によるくん蒸	3回	随時	二酸化炭素	委託

ウ 文書館情報システム

福井県文書館では、収蔵する歴史的価値のある公文書や古文書等の目録に加え、『福井県史』通史編をはじめとする県の歴史資料に関する情報、講座・講演会、出版物などの情報をホームページで提供している。

福井県文書館情報システムの機能



(2) 調査研究事業

ア 記録資料アドバイザーの設置

文書館が実施する事業的確な実現を図るため設置する。

記録資料アドバイザーネーム簿（平成22.4.1現在）

分 野	現 職	氏 名
原始・古代	奈良女子大学教授	館野 和己
中 世	福井大学教授	松浦 義則
近 世	京都大学大学院文学研究科教授 大学文書館教授	藤井 讓治
近 現 代	福井大学教授	木村 亮

第1回アドバイザーミーティング

日 時 平成 22 年 7 月 4 日（日） 13：30～16：00

場 所 福井県立図書館 大会議室

内 容 • 平成 22 年度 事業計画について
• 研究者による文書館利用

第2回アドバイザーミーティング

日 時 平成 22 年 12 月 11 日（土） 13：30～16：00

場 所 福井県立図書館 大会議室

内 容 • 平成 22 年度の事業概要と今後の予定
• 今年度の新しい動き
• 近年寄贈・寄託を受けた資料群の概要調査

イ 『福井県文書館研究紀要 第 8 号』の発刊

目 次

福井県文書館講演

松平春嶽と明治維新 佐々木 克

論 文

室町初期太良荘の代官支配について 松浦 義則

研究ノート

文書館における普及業務を考える 柳沢 芙美子

資料紹介

授業に使えるふくいの資料 井上 由紀恵・吉田 将之

文久三年の龍馬と福井藩 吉田 健

ウ 『越前松平家家譜 慶永 福井県文書館資料叢書』の発刊

県の政策推進枠「ふくいの魅力発信事業」が拡充され、松平慶永（春嶽）を中心に戸幕末期に活躍した福井の偉人の調査研究を進める「松平春嶽関連文書考証事業」を21～22年度に実施した。

このうち文書館では、松平春嶽関連文献として松平慶永家譜の原本を翻刻し、21年度には慶永が誕生した文政11年(1828)から嘉永6年(1853)までを2冊、22年度には安政元年(1854)から慶永が亡くなる明治23年(1890)までを3冊、計5冊を資料叢書4～8として刊行した。

書名	期間
福井県文書館資料叢書4 越前松平家家譜 慶永1	1828(文政11)～1843(天保14)
福井県文書館資料叢書5 越前松平家家譜 慶永2	1843(天保14)～1853(嘉永6)
福井県文書館資料叢書6* 越前松平家家譜 慶永3	1854(安政1)～1867(慶応3)
福井県文書館資料叢書7* 越前松平家家譜 慶永4	1868(明治1)～1880(明治13)
福井県文書館資料叢書8* 越前松平家家譜 慶永5	1881(明治14)～1890(明治23)

* 平成22年度刊行

(3) 収集保存事業

ア 収蔵資料数 (平成 23.3.31 現在)

	所蔵文書等	目録の公開状況	公開率
公 文 書 (冊)	43,307	18,401	42%
古 文 書 (点)	257,170	116,173	62%
行政刊行物・図書等 (冊)	19,877	19,268	97%
計	320,354	198,842	62%

イ 古文書

調査・撮影 デジタルカラー撮影

資料群番号	資料群名	出 所	資料群の性格	点数	備考
A0052	加藤竹雄家	吉田郡二日市村	庄屋文書	69	
A0068	セーレン株式会社	—	企業文書	55	整理継続中
A0143	松平文庫	—	逸事史補など(展示)	467	
A0174	池内啓収集	—	杉田定一関係	63	整理継続中
A0175	安達利雄家	坂井郡四十谷村	大庄屋文書	598	
A0176	吉川文次家	—	教育掛図(福井県地図)	2	
A0200	福井県文書館	—	松岡藩御家中図(写)	2	
D0075	玉村九兵衛家	丹生郡米ノ浦	庄屋文書	77	
G0043	井土吉郎家	今立郡大本村	学事関係	11	
I0076	野尻喜平治家	大野郡横枕村	庄屋・戸長役場文書	26	
N0055	桜井市兵衛家	三方郡世久見	村方文書	14	
X0142	山内秋郎家	丹生郡織田村	劍神社社家文書、収集教科書	60	
合計			12 資料群 1,444 点		

寄贈・寄託

資料群番号	資料群名	出 所	資料群の性格	点数	備考
B0030	吉野屋	吉田郡松岡村	酒造業、両替商などを営んだ商家	1,503	寄贈
G0043	井土吉郎家	今立郡大本村	戸長役場文書、学務委員	11	寄贈
I0058	伊藤三郎左衛門家	大野郡御領村	庄屋文書、衆議院議員	940	寄贈
I0076	野尻喜平治家	大野郡横枕村	機関刊行物等	40	寄贈(追加)
N0055	桜井市兵衛家	三方郡世久見浦(食見)	和書等	130	寄贈(追加)
X0142	山内秋郎家	丹生郡織田村	書簡、教科書類	251	寄贈(追加)
X0148	大家紹嘉	—	遺愛帖(鈴木主税旧蔵)	3	寄託
合計			7 資料群 2,878 点		

ウ 歴史的公文書

平成22年度 廃棄対象文書および歴史的公文書収集結果一覧

(単位：冊)

部局	廃棄対象文書数	保存年限別収集文書数							収集数
		20年	15年	10年	7年	5年	3年	1年	
総務部	2,032	31	4	26		465	40	1	567
総合政策部	601	5		11		84	10		110
安全環境部	1,152	30		35		92	15		172
健康福祉部	2,031	47		19		130	13	1	210
産業労働部	1,573	207		39		140	6		392
観光営業部	318	17				77	15		109
農林水産部	2,163	226	1	123	1	222	26		599
土木部	1,785	46		56	3	142	15		262
会計局	342	15		3		6	8		32
知事部局計	11,997	624	5	312	4	1,358	148	2	2,453
教育庁	1,436	197		27		75	14		313
選挙管理委員会事務局	32			2		2	2		6
監査委員会事務局	76						32		32
人事委員会事務局	22						3		3
労働委員会事務局	57			1			3		4
行政委員会計	187			3		2	40		45
出先機関計	25,704	10		7		22	27		66
総計	39,324	831	5	348	4	1,458	229	2	2,877

* 平成22年3月31日付で保存年限満了を迎えたものを対象に計上している。

(4) 閲覧利用事業

ア 月別文書館利用者数

平成 22 年度月別文書館利用者数

月	開館日数	利用(入場)者数(人)	1日あたり利用者数(人/日)	利 用 カ ド 作成者数(人)	閲覧申込者数(人)	閲覧申込点数(点)						1日あたり 閲覧申込 点数 (点/日)	ホームページ アクセス件数(件)	1日平均 アクセス件数(件/日)	
						総数	歴史的 公文書	古文書	行政 刊行物	新聞 記事	県報				
4	22	952	43.3	15	25	1,133	2	1,084	3	14	9	21	51.5	86,668	2,889
5	25	1,000	40.0	14	19	535	0	510	9	10	2	4	21.4	102,464	3,305
6	25	1,264	50.6	11	32	271	44	174	9	43	0	1	10.8	93,921	3,131
7	27	1,692	62.7	21	33	701	0	641	7	22	27	4	26.0	109,398	3,529
8	30	1,591	53.0	31	69	1,115	0	412	16	537	144	6	37.2	105,292	3,397
9	25	1,079	43.2	13	20	259	0	194	16	24	23	2	10.4	95,940	3,198
10	26	1,418	54.5	22	34	331	3	149	71	58	48	2	12.7	105,886	3,416
11	23	2,043	88.8	17	42	389	0	313	9	17	28	22	16.9	111,111	3,704
12	22	1,238	56.3	17	30	965	0	893	8	51	3	10	43.9	106,430	3,433
1	23	1,690	73.5	10	32	2,308	3	2,012	6	27	270	0	100.3	110,333	3,559
2	23	1,790	77.8	10	30	483	9	433	3	37	0	1	21.0	117,817	4,208
3	26	1,309	50.3	8	27	852	22	791	10	26	0	3	32.8	104,697	3,377
計	297	17,066	57.5	189	393	9,342	83	7,606	167	866	554	76	31.5	1,249,957	3,425

平成14年度	46	2,597	56.5	136	78	476	2	350	19	104	1	0	10.3	(不明)	(不明)
平成15年度	294	5,417	18.4	300	406	11,742	35	7,163	711	2,335	1,123	375	39.9	737,160	2,014
平成16年度	292	7,242	24.8	208	540	7,045	55	5,806	180	601	233	183	24.1	733,759	2,010
平成17年度	292	9,703	33.2	257	458	13,819	80	12,622	138	716	84	110	47.3	810,067	2,219
平成18年度	297	9,880	33.2	147	322	7,595	393	4,405	144	1,931	670	52	25.6	1,147,307	3,143
平成19年度	296	11,046	37.3	243	476	8,073	18	6,436	354	953	70	243	27.3	1,086,863	2,970
平成20年度	294	11,451	38.9	150	340	7,593	2	6,764	251	432	5	140	25.8	1,030,816	2,824
平成21年度	294	15,508	52.7	186	390	15,201	113	14,119	117	706	78	71	51.7	1,153,505	3,160

イ 文書等の貸与・複製・転載

機関名等	文書等	貸与・複製	数量	備 考
美浜町教育委員会学校教育課文化財保護・町誌編さん室	古文書	掲載	1点	『わかさ美浜町誌 ふりかえる美浜』(通史編)
株式会社世界文藝社	古文書	掲載	1点	親鸞上人没後 750 年記念善光寺大本願奉納展「コトノハ歳時記 2011 先人の言葉力～人はなぜ生きるのか～(仮)」企画展
大野市教育委員会	古文書マイクロフィルム	貸与	5 リール	『大野市史』編さんのため
福井放送株式会社	古文書	放映	1点	「おはよう 7 3 0 元気イチ押し！めぐろう県施設⑤」にて放映
福井放送株式会社	歴史的公文書	放映	2点	同上
中島屋呉服店	画像データ	提供	1点	原寸大の複製資料を店内展示
社会福祉法人恩師財団福井県済生会聖和会園長	古文書	貸与	5 点	デイサービスセンターで施設利用者対象の回想法とアクティビティ活動に使用
越前市立図書館	ホームページ	提供	1点	越前市中央図書館特集コーナー「幕末に活躍したふるさとの偉人」に掲載
社会福祉法人恩師財団福井県済生会聖和会園長	画像データ	提供	1点	デイサービスセンターで施設利用者対象の回想法とアクティビティ活動に使用
福井古文書を読む会	画像データ	提供	7 点	古文書講座「江戸時代の村と古文書」のテキストに使用
みくに龍翔館	古文書	掲載	2点	第 24 回特別展「神楽・左義長・表児の米一坂井地域の年中行事より」に掲載
医療法人コンコルディア	古文書	掲載	107 点	大瀧外科胃腸科病院で開催される第 11 回文化祭にて写真展示
県立図書館	写真	掲載	3 点	白川文字学の室でパネル展示
株式会社クレス出版	古文書	掲載	1 点	近松研究資料集成影印篇への掲載
若狭町	古文書	掲載	1 点	倉見屋荻野家住宅調査報告書への掲載
春江東小学校	古文書	貸与	13 点	2 年生学級活動「冬を楽しもう」および校内展示に使用
大野市教育委員会	古文書マイクロフィルム	貸与	15 リール	『大野市史』通史編さんとのため
大野市教育委員会	古文書マイクロフィルム	貸与	9 リール	『大野市史』通史編さんとのため
県立こども歴史文化館	古文書	掲載	1 点	「これき人物シリーズ 2 ふくいの先人 近世(仮)」への掲載
福井厚生病院通所リハビリセンター	古文書	貸与	2 点	福井厚生病院通所リハビリセンターにて施設利用者向けレクリエーションに使用
N H K 福井放送局	写真	放映	1 点	「ニュースザウルスふくい」で放映

ウ 古文書複製本公開許諾依頼結果

市 町	資料群番号	資 料 群 名	点 数
福 井 市	A0041	竹澤信剛家（追加）	190
	A0173	中瀬功也	1
あ わ ら 市	C0037	吉川充雄家（追加）	1
坂 井 市	C0087	網頭屋	66
	C0115	新谷吉造家	298
鯖 江 市	F0009	山岸善四郎家	76
	F0015	尾崎善兵衛家	26
	F0032	館庄兵衛家	122
	F0049	田部井英明家	41
	F0052	大野藩堀家	115
池 田 町	G0005	岡文雄家（追加）	20
	G0013	飯田忠光家（追加）	96
越 前 市	G0020	市橋六右衛門家	153
敦 賀 市	M0002	敦賀商工会議所	625
合 計		14 資料群	1,830 点

(5) 普及啓発事業

ア 講座・講演会等の開催

(ア) 講演会

文書館講演会「他国修行—福井藩教育改革の軌跡—」 会場：県立図書館多目的ホール

月 日	講 師	参加者
2月 12日(土)	熊澤恵里子 氏（東京農業大学教授）	91名

(イ) 講座等

a 県史講座

「文久三年の龍馬と福井藩」 会場：県立図書館多目的ホール

月 日	講 師	参加者
11月 13日(土)	吉田 健 氏（文書館古文書調査専門員）	75名

「16世紀の世界経済と信長・越前」 会場：県立図書館多目的ホール

月 日	講 師	参加者
2月 19日(土)	高木 久史 氏（安田女子大学講師）	80名

b 資料保存研修会・ラウンドテーブル

「薬剤に頼らない資料保存—書庫管理とクリーニングのポイント—」 会場：文書館研修室

月 日	講 師	参加者
6月 18日(金)	金山 正子 氏 ((財)元興寺文化財研究所記録資料調査修復室室長)	29名

c 古文書講座

古文書入門講座（3回シリーズ） 会場：文書館研修室

月 日	参加者
5月 29日(土)、6月 5日(土)、12日(土)	のべ93名

古文書初級講座（3回シリーズ） 会場：文書館研修室

月 日	参加者
10月 9日(土)、16日(土)、23日(土)	のべ68名

出張古文書入門講座（3回シリーズ） 会場：若狭町歴史文化館3階会議室

月 日	参加者
7月 10日(土)、17日(土)、24日(土)	のべ66名

古文書読解講座 会場：文書館研修室

月 日	内 容	参加者
毎月第4金曜日	参加者による輪読	毎月15名前後

資料紹介講座

（館員による解説）

会場：文書館閲覧室

月 日	内 容	参加者
11月 3日(水・祝)	企画展の紹介と解説	41名
3月13日(日)	月替展示の紹介と解説	18名

イ 閲覧室展示

(ア) 企画展示

1	タ イ ル	「知られざる幕末維新 福井藩士の記録」
2	展示の趣旨	<p>幕末維新期の福井藩士は、国政に奔走した松平春嶽の事績をあきらかにするために『昨夢紀事』『再夢紀事』『続再夢紀事』などの記録を残した。これらは、いずれも同時代の書簡や日記に基づいた信頼性の高いものであり、現在でも維新を知る基本資料となっている。</p> <p>しかし、このほかの記録の中にも、これらを補い、新たな事実を教えてくれるものは少なくない。こうした福井藩士の知られざる未刊行資料のうち下記の5点を中心に紹介する。</p>
3	期 間	平成 22 年 10 月 29 日(金)～22 年 12 月 23 日(木祝) (途中、原本資料については、1か月ごとに展示替えを実施。)
4	展示の方法	文書館閲覧室の展示コーナー(展示パネル)、閲覧室展示ケース(原本展示)を利用するほか、カラー複製本・パンフレットを作製する。
5	主 な 展 示 資 料 と そ の 内 容	<p>「遺愛帖」 (大家紹嘉氏所蔵、当館寄託) 後半展示</p> <p>鈴木主税あての書簡集。鈴木は1845年(弘化2)以降、御側向頭取、金津奉行、大奥向御用掛等を歴任。鈴木は、橋本左内の登場以前の春嶽のブレインであり、黒船来航のショックを福井藩の知識人がどのようにとらえていたか、いち早く三国へ駆けつけ資金調達を行った鈴木の先見性が同時代の書状で確認できる。</p> <p>「枢密備忘」 (東京大学史料編纂所所蔵) 前半・後半展示</p> <p>筆者は春嶽の第一の近臣中根雪江。現在では所在がわからなくなってしまった幻の記録である。「大日本維新史料稿本」に分散して採録されている写しから文久2年12月の部分を復元する。ここからは12月5日、江戸常盤橋邸での春嶽と龍馬の出会いに先立って、前日には面会願が出されていたこと、15日には横浜探索の功があった近藤長次郎(勝海舟門生)に対して10両が渡されたことなどがわかる。パネル展示。</p> <p>「上京中日記」 (国会図書館県政資料室所蔵) 前半展示</p> <p>青山小三郎の在京中の日記。青山は、藩校明道館講師を務めて春嶽に認められ、国事に奔走。文久3年6月6日から8月末まで在京、情報収集にあたった。5月に福井を訪れた後の坂本龍馬と在京福井藩士との具体的な動きや議論が記述され、著名な6月29日付「日本を今一度せんたく」の手紙で彼が乙女姉に自慢していた福井藩との関わりが裏付けられる。青山小三郎関係文書から10点を借用・展示。</p> <p>風説書 (松平文庫) [文久3年・元治元年ほか] 前半展示</p> <p>探索方であった山本龍二郎(関義臣)の書簡の写。ここでは、1864年(元治1)暮れに失脚した勝海舟を訪れ、幕府に売却した黒龍丸の売渡金の処理などについて話し合っており、文久3年の「勝拝借高」のうち500両の行方とその後の経緯がわかる。</p> <p>御側向頭取御用日記 (松平文庫) 後半展示</p> <p>1859年(安政6)～68年(明治元)の10年間にわたる松平春嶽分の16冊。春嶽の日常にかかる側向では側締役に次ぐ重職である側向頭取が交替で認めた執務日記。春嶽の日常の詳細と、様々な人物との出会いが同時代的に記録されている。話の内容はわからないが、どのような配置で出会ったかなどが確認できる。</p>

(イ) 収蔵資料展示

月	テーマ	内 容	備 考
4月	若き春嶽の時代 －黒船来航まで－	青年藩主、春嶽の誕生から福井への入国、破たんに瀕した藩財政のたて直し、外国の脅威に備えるための海防強化、洋式の武器製造や軍制改革などを紹介。	昨年度の叢書4・6の刊行にあわせて実施
5月	唐藍(ブルシアンブルー) 製法、おしえます －鯖江藩大庄屋への手紙－	京から鯖江藩の大庄屋にあてられた「唐藍」(ブルシアンブルー)を鯖江の産物にと売り込む手紙を紹介。	福井県立歴史博物館と連携して実施
6月	和紙のちから －資料を未来に伝える－	当館の収蔵資料に残るこれらの様々な被害と、和紙を使った対処方法を紹介。	資料保存研修会・国際アーカイブズデーにあわせて実施
7月	ちょっと昔の福井県 －若狭編－	若狭地方の歩みを明治から昭和の写真や絵はがき、観光案内パンフレット等で紹介。	若狭町歴史文化館・美浜町町誌編さん室等と連携して展示
8月	百年残された新聞	幕末の海外事情や開港地横浜のようす、日清・日露の戦況など、百年にわたり残された新聞資料を紹介。	中学生の郷土新聞づくりに合わせて実施
9月	献上 うに・かに	福井県の献上品としても知られる「うに」と「かに」に関する資料を紹介。	実りの秋に合わせて実施
10月	庶民の教養 －読・書・算から広がる世界－	生活に必要な知識を得るための辞書、農書を展示。川柳や淨瑠璃、絵草子なども紹介。	古文書初級講座にあわせて実施
(11～12月 企画展示)			
1月	三八・五六 －豪雪の記録－	豪雪による多大な被害の状況や、豪雪を克服しようとする県および県民の対応を紹介。	公文書・写真を中心とした豪雪の展示
2月	資料をまちづくりに活かす 一たかむく歴史玉手箱－	まちづくりに活かすことができる資料を紹介。「たかむくのまちづくり協議会」(坂井市丸岡町)と連携。	まちづくり協議会との連携展示
3月	春嶽の生きた時代 －家譜からみた幕末・明治－	幕府への積極的な提言、安政の大獄による謹慎、薩長と徳川家の仲介役としての活躍など、1853年から明治初年までの家譜のトピックを紹介。	資料叢書全5巻発刊を機に家譜を紹介

(ウ) その他展示

月	テーマ	備考
9月	巡回展示「ちょっと昔の福井県—若狭編—」	若狭図書学習センターで実施

ウ 学校教育との連携

(ア) 出張授業

月 日	場 所	内 容
6月 9日(水)	金津高校図書館	学校図書館との連携企画として、古文書の読み方・謎解き・和算を紹介。
11月 19日(金) 26日(金)	足羽小学校	3、6年生の総合的な学習の時間に明治のすごろくを用いた昔あそび体験活動。
2月 24日(木)	春江東小学校	2年生の学級活動の時間に明治のすごろくを用いた昔あそび体験活動。

(イ) 館内見学・職場体験学習の受入

月 日	対 象	人 数	内 容
8月 10日～11日 11月 26日～27日 11月 28日～29日	大東中学校 成和中学校 藤島中学校	4名 3名 2名	中学校職場体験
11月 17日 (水)	明道中学校	5名	中学校校外学習
6月～10月	六条小学校他	98名	文書館見学
11月～3月	県内各保育園	30校	県子ども家庭課「子どもの伸びる力育成支援事業」

(ウ) 「文書館新聞」の発行と郷土新聞作り講座

月 日	内 容
7月 13日(火)	夏休みの課題である郷土新聞作りに使える資料や資料検索の方法を掲載した「文書館新聞」を県内の中学校に配付。
7月 16日(金) ～8月 29日(日)	夏休みの郷土新聞作りの参考にしてもらうため、過去の中学生郷土新聞コンクール入賞作品を展示。
7月 17日(土)	NIE と連携し郷土新聞作りポイント講座を文書館で実施。
7月 31日(土) ～8月 7日(土)	文書館こどもウィークを設定し、夏休み中に来館した中学生への郷土新聞づくりを支援。
12月 17日(金) ～1月 16日(日)	2010年度の中学生郷土新聞コンクール入賞作品を展示。 福井市明道中学校の校外学習で生徒作成の歴史新聞を展示。

(エ) 中学校・高等学校教職員向け研修講座

月 日	会 場	対象	内 容
10月15日(金)	県教育研究所	高等学校地歴 公民科教員	図書館と連携し、高等学校社会科 教職員対象の研修講座を実施。 (文書館・図書館の資料活用講座)

(オ) 学校巡回展示

月 日	会 場	内 容
9月1日(水) ～2日(木)	金津高等学校	文書館の所蔵する写真・新聞資料（あわら市 関係）を学校祭時にパネル展示。
9月3日(金) ～10日(金)	武生高等学校	文書館の所蔵する写真資料（越前市関係）を 学校祭時にパネル展示。

(カ) 文書館・図書館まるごと探検隊、文書館・図書館ツアー

月 日	対 象	内 容
7月24日、31日 8月7日、14日 (各土)	幼児、児童、生徒	文書館、図書館を職員が案内し、文書館や 図書館の役割について学ぶ。
3月20日(日)	小学生と保護者	文書館のくん蒸室、図書館の電動書庫等を 見学。

(キ) 学校図書館との連携企画「ふくいヒストリア」

	実施年月日	内 容
第 1 回	9月3日(金) ～10日(金)	巡回展示「昔の新聞あれこれ」および展示説明会
第 2 回	9月29日(水)	出張講座「インターネットを利用した郷土資料の活用法」
第 3 回	10月22日(金)	施設見学「文書館・図書館のお宝紹介」
第 4 回	11月5日(金)	古文書入門講座「江戸時代のかわら版から明治の新聞まで」
第 5 回	2月7日(月) ～23日(水)	巡回展示「2月7日は何の日？ ふるさと越前市・鯖江市」
特 別 企 画	2月18日(金)	越前市・鯖江市テーマ研究発表会 武生高校生発表テーマ ・「新聞で見る郷土の偉人 渡邊洪基」 武生高校図書委員 2名

(ク) 大学との連携企画「文書館学生サポータープログラム」

	実施年月日	内 容
第 1 回	11月13日(土)	ふくいの歴史資料にふれるⅠ 目録作成体験・県史講座
第 2 回	12月18日(土)	ふくいの歴史資料にふれるⅡ 目録作成体験、古文書入門講座
第 3 回	12月19日(日)	ふくいの歴史資料にふれるⅢ 資料検索実践、クリーニング体験
第 4 回	1月15日(土)	ふくいの歴史資料を広めるⅠ 越前市・鯖江市テーマ研究
第 5 回	2月12日(土)	ふくいの歴史資料を広めるⅡ 越前市・鯖江市テーマ研究、講演会
第 6 回	2月13日(日)	ふくいの歴史資料を広めるⅢ テーマ研究発表準備
特 別 企 画	2月18日(金)	越前市・鯖江市テーマ研究発表会 福井大学生発表テーマ ・「入試と文集で見る武生高女」大学院生1名 ・「武生・鯖江の鉄道史」学部生3名

エ 刊行物

(ア) 文書館だより

号数	目 次 内 容	発 行 日
16号	特集1「資料を未来へ伝えるために」、特集2「学校連携への取組み」、公文書紹介、寄贈・寄託資料紹介、活動報告、お知らせ	平成22年10月31日
17号	特集「春嶽の生きた時代」、公文書紹介、寄贈・寄託資料紹介、活動報告、お知らせ	平成23年3月23日

(イ) 福井県文書館事業年報

号数	目 次 内 容	発 行 日
7号	文書館の概要／平成21年度事業の概要／関係法令	平成22年7月31日

(ウ) 福井県文書館研究紀要

号数	目 次 内 容	発 行 日
8号	文書館講演、論文、研究ノート、資料紹介	平成23年3月25日

(エ) 福井県文書館資料叢書

巻数	目 次 内 容	発 行 日
6巻	越前松平家家譜 慶永3	平成23年2月16日
7巻	越前松平家家譜 慶永4	平成22年11月16日
8巻	越前松平家家譜 慶永5	平成23年3月15日

3 福井県文書館業務日誌 (平成 22.4.1~平成 23.3.31)

22.	4.	1	4月1日付人事異動で寺崎館長転出
	8		福井テレビ「月替展示 若き春嶽の時代」放映
	9		福井新聞取材「月替展示 若き春嶽の時代」
	13		文書整理特別休館 (～4.16)
	21		福井新聞に「月替展示 若き春嶽の時代」記事掲載
	22		全史料協近畿部会役員会 (於奈良県立図書情報館) (爲國館長出席)
	29		朝日新聞・福井新聞取材「月替展示 唐藍製法教えます」および「研究紀要」
	30		5月月替展示「唐藍製法教えます—鯖江藩大庄屋への手紙一」(～5.26)
	30		日刊県民福井取材「月替展示 唐藍製法教えます」
5.	2		福井新聞に「月替展示 唐藍製法教えます」記事掲載
	5		日刊県民福井に「月替展示 唐藍製法教えます」記事掲載
	9		日刊県民福井に坂本龍馬関係で吉田健古文書調査専門員を紹介する記事掲載
	12		福井新聞に「杉田定一史料集発刊」(県文書館等に寄贈)の記事掲載
	13		朝日新聞関西版に「北斎の青の顔料、福井の旧家で発見」と題して「月替展示 唐藍製法教えます」の記事掲載
	14		朝日新聞福井版に「江戸がたまげた北斎ブルー 当時の顔料、福井に」と題して「月替展示 唐藍製法教えます」の記事掲載
	14		読売新聞取材「月替展示 唐藍製法教えます」
	19		高知県文書情報課中澤課長他1名視察
	20		全史料協近畿部会総会及第106回例会 (於奈良県立図書情報館) (爲國館長他1名出席)
	20		読売新聞福井版に「唐藍製法手紙で紹介」と題して「月替展示 唐藍製法教えます」の記事掲載
	20		福井新聞社論説主幹取材「月替展示 唐藍製法教えます」
	21		福井新聞若山越水に「月替展示 唐藍製法教えます」の関連記事掲載
	28		6月月替展示「和紙のちから—資料を未来に伝える—」(～6.23)
	29		平成22年度第1回古文書入門講座 (30名)
	30		福井テレビ取材「月替展示 和紙のちから」
6.	2		平成22年度歴史的公文書収集作業 (～8.13予定)
	4		六条小学校見学 (4年生23人他)
	5		平成22年度第2回古文書入門講座 (32名)
	9		全国都道府県政令指定都市等公文書館長会議 (於東京) (爲國館長出席) (～6.10)
	9		文書館出張講座in金津高等学校 (吉田将主事) (60名)
	12		平成22年度第3回古文書入門講座 (25名)
	15		木田小学校見学 (3年生26名他)
	18		資料保存研修会・ラウンドテーブル (講師金山正子元興寺文化財研究所記録資料調査修復室長) (24名他)
	22		福井テレビで「月替展示 和紙のちから」放映
	25		7月月替展示「ちょっと昔の福井県—若狭編一」(～7.22)
	29		福井新聞取材「月替展示 ちょっと昔の福井県—若狭編一」
7.	1		文化財虫害研究所研修 (於東京) (井上企画主査)
	4		平成22年度第1回記録資料アドバイザー会議
	8		福井東養護学校職場体験見学 (1名他)

	10	若狭町古文書入門講座第1回（於若狭町歴史文化館）（吉田将主事）（22名他）
	12	福井新聞に「手作り新聞ポイントはここだ」と題して郷土新聞関係記事掲載 (郷土新聞ポイント講座を紹介)
	14	福井新聞に「月替展示 ちょっと昔の福井県—若狭編—」
	16	郷土新聞コンクール優秀作品展示（～8.29）
	17	郷土新聞ポイント講座（吉田将主事他）（41名他）
	17	若狭町古文書入門講座第2回（於若狭町歴史文化館）（柳沢主任）（23名）
	18	福井新聞に「新聞作り『まず現場』」と題して郷土新聞ポイント講座の記事掲載
	22	FBC福井放送おはよう福井 7 3 0 取材
	23	8月月替展示「百年残された新聞」（～8.25）
	23	さざんか児童館見学（小1～2年生26名他）
	24	日刊県民福井"一滴水"に「8月月替展示百年残された新聞」の記事掲載
	24	文書館・図書館探検隊（41名参加）
	24	若狭町古文書入門講座第3回（於若狭町歴史文化館）（柏谷主任）（15名他）
	27	福井新聞に「8月月替展示百年残された新聞」の記事掲載
	27	足羽第一中学校職場体験見学（4名）
	29	さざんか児童館見学（小1～2年生17名ほか）
	31	文書館子どもウィーク（郷土新聞コンクール優秀作品展示、むかし遊びをしてみよう(すごろく)）（～8.7）
	31	文書館・図書館探検隊（45名参加）
8. 7	8	文書館・図書館探検隊（22名参加）
	8	福井新聞に"文書館・図書館探検隊"の記事掲載
	10	FBCテレビ「おはようふくい 7 3 0」で文書館を紹介
	14	職場体験学習（大東中学校4名、～11）
	14	文書館・図書館探検隊（49名参加）
	14	NHK総合テレビ夕方ニュースで"文書館・図書館探検隊"について放映
	15	福井新聞"論説"に文書館子どもウィークを取り上げた記事掲載
	19	国立国会図書館所蔵福井藩士青山小三郎家文書調査（～20日）
	25	全史料協近畿部会第107回例会参加
	27	9月月替展示「献上 うに・かに」（～9.23）
	31	NHK福井放送局取材「月替展示 献上 うに・かに」、同日NHK総合テレビで放映
9. 2	3	日刊県民福井に「9月月替展示 献上 うに・かに」の記事掲載
	4	ふくいヒストリア①「昔の新聞あれこれ」（～9.10）
	5	福井新聞に「新聞教材に郷土史学ぶ 県文書館・図書館と連携、企画」と題して「ふくいヒストリア」の記事掲載
	9	日刊県民福井、中日新聞福井版に「ふくいヒストリア」の記事掲載
	11	ふくいヒストリア①展示説明会
	15	朝日新聞福井版に「9月月替展示 献上 うに・かに」の記事掲載
	15	日刊県民福井、産経新聞福井版に「巡回展示 ちょっと昔の福井県—若狭編—」の記事掲載
	16	中日新聞福井版に「9月月替展示 献上うに・かに」の記事掲載
	17	福井松平家当主松平宗紀氏「9月月替展示 献上 うに・かに」見学
	21	福井新聞に「巡回展示 ちょっと昔の福井県—若狭編—」の記事掲載

	25	10月月替展示「庶民の教養—読・書・算から広がる世界—」(～10.27)
	27	日刊県民福井に「江戸時代中期の庶民の生活紹介」と題して「10月月替展示 庶民の教養—読・書・算から広がる世界—」の記事掲載
	29	ふくいヒストリア②「インターネットを利用した郷土資料の活用法in武生高校」
10. 2	5	歴史的公文書の二酸化炭素による被覆くん蒸(～16) N H K 福井放送局取材「10月月替展示 庶民の教養」、同日 N H K 総合テレビ「ニュースザウルス福井」で放映
	7	河和田小学校班別学習(20名参加)
	8	N I E 推進研究会議参加
	9	古文書初級講座(第1回)
	15	七尾市立図書館友の会視察
	15	教育研究所教職員向け研修講座
	16	学生サポートプログラムオリエンテーション
	16	古文書初級講座(第2回)
	19	平成22年度第1回文書館運営懇話会
	21	中国杭州市職員研修視察
	22	ふくいヒストリア③「文書館・図書館のお宝紹介」
	23	古文書初級講座(第3回)
	26	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会例会参加
	26	職場体験(成和中学校)(～10.27)
	28	職場体験(藤島中学校)(～10.29)
	29	企画展示「知られざる幕末維新 福井藩士の記録」(～12.23)
	29	F B C 福井放送テレビで「企画展示 知られざる幕末維新」放映
11. 3	4	企画展示見どころ読みどころトーク(参加者延べ41名) 読売新聞福井版、産経新聞福井版に「企画展示 知られざる幕末維新」の記事掲載
	9	富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会施設研修
	13	県史講座「文久3年の龍馬と福井藩」(講師:吉田健(当館))(75名)
	17	福井テレビ取材「企画展示 知られざる幕末維新」
	19	福井テレビで「企画展示 知られざる幕末維新」放映
	19	出張授業(足羽小学校)
	23	朝日新聞高知版に「9月月替展示 献上うに・かに」の記事掲載
	24	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会京都大会(～25)
	26	出張授業(足羽小学校)
12. 3	11	福井県高等学校N I E 推進研究会議参加 平成22年度第2回記録資料アドバイザー会議
	17	中学校郷土新聞コンクール優秀作品展示(～1.16)
	18	学生サポートプログラム「ふくいの歴史資料にふれるⅡ・Ⅲ」(～12.19)
	25	1月月替展示「三八・五六一豪雪の記録」(～1.26)
	25	福井新聞、日刊県民福井、朝日新聞、産経新聞取材「1月月替展示 三八・五六」
	26	福井新聞、日刊県民福井、中日新聞福井版、産経新聞福井版に「1月月替展示 三八・五六」の記事掲載
	27	朝日新聞福井版に「月替展示三八・五六」の記事掲載
	28	くん蒸くん蒸(～1.12)

1 . 6	国文学研究資料館西村准教授調査
14	くん蒸庫くん蒸（～1.29）
15	学生サポートープログラム「ふくいの歴史資料を広めるⅠ」
22	全史料協近畿部会第42回公文書研究会・第93回古文書研究会参加
25	国立公文書館実務担当者研究会議参加（～1.28）
28	2月月替展示「資料をまちづくりに活かす—たかむく歴史玉手箱—」（～2.23）
2 . 7	ふくいヒストリア⑤「2月7日は何の日？ ふるさと越前市・鯖江市」
10	ミニ展示「他国修行の記録—佐々木長淳・日下部太郎—」（～3.10）
10	坂井市広報紙「広報さかい」2月号に「月替展示 資料をまちづくりに活かす」の紹介記事掲載
11	FBCラジオ「午後はとことん よろず屋ラジオ」で「月替展示 資料をまちづくりに活かす」に電話出演
12	講演会「他国修行—福井藩教育改革の軌跡—」（講師：熊澤恵里子）（91名）
12	学生サポートープログラム「ふくいの歴史資料を広めるⅡ・Ⅲ」（～2.13）
18	ミニ展示「信長日記（信長公記）」（～2.23）
18	ふくいヒストリア、学生サポートープログラム特別企画「越前市・鯖江市テーマ研究発表会」（於武生高校）
19	福井新聞にふくいヒストリア、学生サポートープログラム特別企画「越前市・鯖江市テーマ研究発表会」の記事掲載
19	文書館県史講座「16世紀の世界経済と信長・越前」（講師：高木久史）（80名）
22	朝日新聞福井版に「ふくいヒストリア、学生サポートープログラム特別企画「越前市・鯖江市テーマ研究発表会」の記事掲載
23	日本学術会議経済学委員会現代経済政策史資料適正保存促進分科会調査
24	出張授業（春江東小学校）「むかし遊びをしてみよう」
24	FBCテレビで出張授業（春江東小学校）「むかし遊びをしてみよう」を放映
25	福井新聞、日刊県民福井、中日新聞福井版に出張授業（春江東小学校）「むかし遊びをしてみよう」の記事掲載
27	福井新聞取材「3月月替展示 春嶽の生きた時代」
28	福井県高等学校NIE推進研究会議参加
3 . 2	日刊県民福井取材「3月月替展示 春嶽の生きた時代」
3	日刊県民福井、中日新聞福井版に「3月月替展示 春嶽の生きた時代」記事掲載
3	福井新聞取材「新聞検索の方法」
8	福井新聞に文書館の新聞検索に関する記事掲載
10	坂井市広報紙「広報さかい」に「まち協と県文書館がタイアップ高椋の歴史資料を一堂に展示」および「100年前のすごろく楽しいな100年後の子どもたちが楽しむ」と題して2件の記事掲載
11	福井新聞に「3月月替展示 春嶽の生きた時代」記事掲載
13	展示説明会（3月月替展示「春嶽の生きた時代」AM10人、PM8人、計18人）
17	平成22年度第2回文書館運営懇話会
20	文書館・図書館ツアーリング

III 関係法令

1 公文書館法

(昭和62年法律第115号)

(平成11年法律第161号一部改正)

(目的)

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第 4 条第 2 項の専門職員を置かなければいことができる。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法（昭和24年法律第127号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 7 号の次に次の一号を加える。

7 の 2 公文書館法（昭和62年法律第115号）の施行に関すること。

附則（平成11年12月22日法律第161号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成13年1月6日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 福井県文書館の設置および管理に関する条例

(平成14年福井県条例第5号)

(設置)

第1条 県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）を収集し、および保存し、ならびに県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって学術の振興および文化の向上に寄与するため、福井県文書館（以下「文書館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 文書館は、福井市に置く。

(業務)

第3条 文書館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 文書等の収集、整理および保存
- 二 文書等の閲覧の実施
- 三 文書等に関する調査および研究
- 四 文書等に関する知識の普及および啓発
- 五 前各号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的にふさわしい業務

(職員)

第4条 文書館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用の承認)

第5条 別表第一に掲げる施設または設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 別表第一に掲げる施設等を使用する者は、同表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(手数料)

第7条 文書館が閲覧に供する文書等の写しの交付を依頼しようとする者は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(使用料等の不還付)

第8条 既に納付した使用料または手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の免除)

第9条 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料または手数料の全部または一部を免除することができる。

(入館の拒否)

第10条 知事は、文書館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、

入館を拒否することができる。

- 一 施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させる行為をするおそれがあるとき。
- 二 他人に危害を加え、または迷惑となる行為をするおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障があると認められるとき。

(行為の制限)

第11条 文書館において文書等の撮影、物品等の販売、寄附金の募集その他これらに類する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(禁止行為)

第12条 文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させること。
- 二 秩序または風俗を乱す行為すること。
- 三 別表第一に掲げる施設等を使用する者が、第5条の承認を受けた目的以外の目的のために当該施設を利用すること。

(監督処分)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第5条の承認もしくは第11条の許可（当該許可に係る事項の変更の許可を含む。以下この条において同じ。）の取消し、効力の停止もしくは条件の変更をし、または行為の中止、施設等の原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 この条例の規定に違反している者
- 二 第5条の承認または第11条の許可に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段により第5条の承認または第11条の許可を受けた者

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第一 (第6条関係)

一 施 設

区 分	金額		
	9時から12時まで	12時から17時まで	9時から17時まで
研修室	2,500円	4,100円	6,600円

二 設 備

区 分	単位	算 定 基 礎	金 額
マイクロホン	1本	1回5時間以内	120円
		1時間増すごとに	24円
ワイヤレスマイクロホン	1本	1回5時間以内	220円
		1時間増すごとに	44円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

別表第二 (第7条関係)

区 分	金 額
複写機(カラー複写機を除く。)により作成した写しの交付	1枚につき 10円
カラー複写機により作成した写しの交付	1枚につき 80円
マイクロリーダープリンターにより作成した写しの交付	1枚につき 10円

備考 複写機により作成した文書、図面等の写しの枚数は、用紙の両面に複写したときは、片面を1枚として額を算定する。

3 福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則

(平成15年福井県規則第3号)

(平成15年福井県規則第82号一部改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 福井県文書館（以下「文書館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 文書館長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 文書館の休館日は、次に掲げる日とする。

- 一 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合を除く。）
- 二 休日の翌日（土曜日、日曜日、休日または第5号に掲げる日に該当する場合を除く。）
- 三 12月28日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- 四 文書等点検期間として1年につき10日以内で知事が指定する日
- 五 清掃整理日として毎月（12月を除く。）の第4木曜日（休日に該当する場合にあっては、その翌日）

2 文書館長は、必要があると認めるときは、前項の休館日を変更することができる。

(文書等の利用)

第4条 条例第1条に規定する文書等（以下「文書等」という。）は、一般の利用に供するものとする。ただし、知事は、次に掲げる文書等について、その全部または一部を一般の利用に供しないものとすることができます。

- 一 整理、補修または目録の作成が終了していない文書等
- 二 劣化等保存上の理由から利用に供することが不適当な文書等
- 三 寄贈または寄託を受けた文書等で、その利用に関して寄贈者または寄託者が一定の期間利用に供しない旨の条件を付しているもの
- 四 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が記録されている文書等で、特定の個人が識別され、もしくは識別され得るものまたは特定の個人を識別することはできないが、利用に供することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

- 五 法人その他の団体（国および地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている文書等で、利用に供することにより、当該法人等または当該個人の正当な利益を害するおそれがあるもの
- 六 利用に供することにより、公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすと認められる文書等
- 七 利用に供することにより、国または地方公共団体の運営に著しい支障を及ぼすと認められる文書等

（施設等の使用の承認）

- 第5条 条例第5条の規定により文書館の施設または設備（以下「施設等」という。）の使用の承認を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、福井県文書館使用承認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の承認をしたときは、申請者に対して、福井県文書館使用承認書（様式第2号）を交付するものとする

（使用者の遵守事項）

- 第6条 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- 一 使用の承認に係る使用の目的以外に施設等を使用しないこと。
 - 二 使用の承認を受けた施設等を転貸し、または当該使用の承認に基づく権利を譲渡しないこと。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障がある行為をしないこと。

- 2 使用者は、施設等の使用を終了したときは、速やかに、当該施設等を原状に復さなければならない。

（使用料等の還付）

- 第7条 条例第8条ただし書の規定により使用料または手数料（以下「使用料等」という。）を還付することができる場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 災害その他不可抗力により施設等の使用ができなくなったとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、知事がやむを得ない理由があると認めるとき。

- 2 使用料等の還付を受けようとする者は、福井県文書館使用料等還付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（使用料等の免除）

- 第8条 条例第9条の規定により使用料等を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 県が条例第1条に規定する文書館の設置の目的（以下「設置目的」という。）に添った事業を主催する場合 使用料に相当する額

- 二 県が設置目的に添った事業を共催する場合 使用料の 2 分の 1 に相当する額
 - 三 国、市町または歴史に関する研究を主たる目的とする団体であって知事が認めるものが設置目的に添って使用する場合 使用料の 2 分の 1 に相当する額
 - 四 その他知事が特に必要があると認める場合 知事が必要と認める額
- 2 使用料等の免除を受けようとする者は、福井県文書館使用料等免除申請書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。
- （制限行為の許可の申請）
- 第9条 条例第11条の許可を受けようとする者は、福井県文書館内制限行為許可（許可事項変更許可）申請書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。
- （施設等または文書等の損傷または滅失等の届出）
- 第10条 使用者は、文書館の施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出て、その指示に従わなければならない。
- （その他）
- 第11条 この規則に定めるもののほか、文書館の管理および運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年 2月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年 1月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年 3月 3日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

4 福井県文書館における文書等の収集および保存に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号）および福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則（平成15年福井県規則第3号）の規程に基づき、福井県文書館（以下「文書館」という。）における県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集および保存に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書規程等 県の機関（知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、地方公営企業の管理者および警察本部長をいう。以下同じ。）が当該機関の文書を管理するために定める規程等をいう。
- (2) 公文書 職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、県の機関が廃棄決定をしたものうち、文書館に引き渡されたものをいう。
- (3) 古文書その他の記録 文書等のうち公文書以外の記録をいう。

(公文書の選別および収集)

第3条 文書館長（以下「館長」という。）は、公文書を収集するに当たっては、あらかじめ、文書規程等に定める保存文書または管理確認電磁的記録等（以下「保存文書等」という。）であって保存年限が到来するもののうち歴史的価値が生ずると認められるものを選別し、その選別結果を情報公開・法制課長、出先機関の長その他当該保存文書等の廃棄決定の権限を有する者に通知するものとする。

2 館長は、別表第1に定める公文書選別収集基準により、公文書を選別し、および収集するものとする。

(古文書その他の記録の選別および収集)

第4条 館長は、別表第2に定める古文書その他の記録選別収集基準により、古文書その他の記録を選別し、および収集するものとする。

2 館長は、古文書その他の記録を収集するに当たっては、原則として、マイクロフィルム撮影等の方法による複製資料を収集するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、散逸または消滅のおそれがあるものは、寄贈、寄託その他の方法により原本を収集することができる。

(文書等の保存、整理等)

第5条 館長は、収集した文書等について、次に掲げる事項に留意し、書庫で適切に保存するものとする。

(1) 館長が特に必要と認める場合を除き、文書館の職員以外の者を書庫に立ち入らせないこと。

(2) 常に書庫内の通気および防湿に注意し、文書等の損傷の防止に努めること。

(3) 書庫内において、喫煙、火気の使用その他文書等に有害な行為をさせないこと。

2 館長は、収集した文書等について、文書等の管理および利用の便宜を図るための目録を作成するものとする。

3 館長は、収集した文書等のうち紙質等の劣化、利用頻度の高さその他の理由により原本を利用させることが適当でないものについては、マイクロフィルム撮影等により複製資料を作成するものとする。

4 館長は、収集した文書等に個人情報が含まれているときは、福井県個人情報保護条例(平成14年福井県条例第6号)の趣旨を尊重し、当該個人情報が適正に保護されるようその取り扱いに注意するものとする。

(不要文書の廃棄)

第6条 館長は、収集した文書等のうち、保存する必要がないと判断したものについて、館長が命ずる職員を立ち会わせて焼却、溶解、裁断その他確実に廃棄することができると認められる方法により廃棄するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、文書等の収集および保存に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

公文書選別収集基準

収集する公文書は、次に掲げる保存文書等のうち歴史的資料として価値が生ずると認められるものとする。

- 1 条例、規則、訓令、通達その他の例規に関する文書
- 2 県議会の審議経過および結果に関する文書
- 3 県政の総合的な計画および施策ならびに重要な事業の計画および実施に関する文書
- 4 許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する文書
- 5 委員会、審議会その他重要な会議の審議経過および結果に関する文書
- 6 請願、陳情、要望等に関する文書
- 7 訴訟、審査請求、異議申立てその他の争訟に関する文書
- 8 組織、人事、表彰等に関する文書
- 9 予算、補助金、県有財産、契約その他の財務に関する文書
- 10 市町村の行財政ならびに廃置分合および行政区画に関する文書
- 11 選挙に関する文書
- 12 統計、調査、研究等に関する文書のうち重要な事項に係るもの
- 13 主要な儀式、行事、事件、災害等に関する文書
- 14 史跡、文化財その他の文化的遺産に関する文書
- 15 その他館長が歴史的資料として重要と認める文書

別表第2（第4条関係）

古文書その他の記録選別収集基準

第1 収集する古文書は、次に掲げる文書のうち県の歴史を解明する上で重要なものとする。

- 1 古代および中世の文書
- 2 近世に関する武家および寺社に関する文書
- 3 近世に関する村および町ならびに家に関する文書で次に掲げるもの
 - (1) 土地、貢租、水利、普請、交通等に関するもの
 - (2) 産業、教育、文化、信仰等に関するもの
- 4 近代以降の文書で政治、社会、教育、産業等に関するもの

第2 収集する古文書以外の記録（行政刊行物、図書その他の資料をいう。）は、次に掲げる記録のうち県の歴史を解明する上で重要なものとする。

- (1) 国、地方公共団体等が作成した福井県の行政に関するもの
- (2) 福井県域の歴史、地誌、社会、経済、文化等に関するもの
- (3) 統計、資料集等で文書等の内容を理解する上で参考となるもの

5 福井県文書館文書等利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号。以下「条例」という。）および福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則（平成15年福井県規則第3号。以下「規則」という。）の規程に基づき、福井県文書館（以下「文書館」という。）が保存する県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）公文書 職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、県の機関が廃棄決定をしたものうち、文書館に引き渡されたものをいう。

（2）古文書その他の記録 文書等のうち公文書以外の記録をいう。

(目録の備付け)

第3条 文書館長（以下「館長」という。）は、文書等を検索するための目録を文書館閲覧室（以下「閲覧室」という。）その他必要な場所に常時備えるものとする。

2 前項の目録は、公文書については簿冊目録および件名目録、古文書その他の記録については所蔵者情報目録および資料目録とする。

(利用カード)

第4条 文書等を利用しようとする者は、必要事項を記入した利用カード申込書（様式第1号）を閲覧室内の受付（以下「閲覧受付」という。）に提出し、福井県文書館利用カード（様式第2号。以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。

2 利用カードの有効期限は、館長が定める。

3 利用カードを紛失した場合または利用カード申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに、その旨を館長に届け出なければならない。

(文書等の閲覧の申込み)

第5条 文書等の閲覧の申込みは、必要事項を記入した閲覧・複写申込書（様式第3号）に利用カードを添えて閲覧受付に提出してするものとする。

2 文書等の閲覧は、申込み1回につき10冊以内とする。

(文書等の閲覧)

第6条 文書等の閲覧は、原則として、公文書にあっては原本により、古文書その他の記録にあっては複製資料によりするものとする。

- 2 公文書のうち劣化等保存上の理由から原本を閲覧に供することが適当でないと館長が認めるものについては、前項の規定にかかわらず、複製資料により閲覧に供することができる。
- 3 公文書の閲覧の期日は、原則として閲覧・複写申込書の提出があった日から起算して15日以内に定めるものとする。ただし、閲覧しようとする公文書が大量である場合、業務が集中した場合等は、別途閲覧の期日を定めることができる。
- 4 前項において閲覧期日を定めた場合は、閲覧申込をした者に電話等によりあらかじめ知らせるものとする。

(文書等の閲覧の場所)

第7条 文書等の閲覧は、閲覧室内において行わなければならない。

- 2 閲覧室内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 筆記用具以外の携帯品は、原則として、持ちこまないこと。
 - (2) 文書等を汚損または破損するような行為をしないこと。
 - (3) 噫煙および飲食をしないこと。
 - (4) その他文書館長が必要と認めること。

(文書等の返納)

第8条 文書等の閲覧を終えた者は、速やかに、閲覧受付に文書等を返納し、職員の確認を受けなければならない。

(文書等の貸出し)

第9条 文書等の貸出しが、行わないものとする。ただし、館長が公益上特に必要と認めたときは、この限りでない。

(文書等の写しの依頼)

第10条 文書等の写しの依頼は、必要事項を記入した閲覧・複写申込書を閲覧受付に提出してするものとする。

- 2 文書等の写しに係る手数料は、閲覧受付において納付するものとする。

(文書等の掲載、放映等)

第11条 文書等の全部または一部の出版物、番組等への掲載、放映等を行おうとする者は、文書等掲載・放映等申込書（様式第4号）を館長に提出するものとする。

(利用相談)

第12条 文書館は、利用者に対して次に掲げる相談を行う。

- (1) 文書等の検索に関する相談
 - (2) 文書等の内容に関する相談
- 2 前項の規定にかかわらず、文書館は、次に掲げる場合には相談を行わないことがある。
 - (1) 文書等の鑑定、文書等の解説または翻訳、法律相談、学習課題の回答その他文書館の業務として対応することが適当でないと認められる場合

(2) 回答に著しく費用または時間を要することが明らかである場合その他文書館の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(展示)

第13条 文書館は、閲覧室内の展示コーナーその他適切な展示設備において文書等の展示を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、文書等の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

利 用 案 内

1 開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで

2 休館日

- ・月曜日（休日を除く）
- ・国民の祝日の翌日（土、日、休日は除く）
- ・文書等点検期間（年間10日以内）
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・清掃整理日（12月以外の第4木曜日、休日の場合は翌日）

3 交通の案内（フレンドリーバス）

運行日 毎週月曜日(休日を除く)、年末年始(12月28日～1月4日)を除く毎日

のりば 市内バス5番のりば（南ルートと北ルートの2路線があります。）

経路 <南ルート>

福井駅前～アオッサ前～旭公民館前～木田公民館前～はなんどう駅東
～羽水高校口～福井市美術館～県立図書館（県文書館）
(アオッサ前～羽水高校口間は乗車のみです。)

<北ルート>

福井駅前～アオッサ前～旭公民館前～日の出公民館前～こども歴史文化館～高志高校グラウンド～生活学習館～県立図書館（県文書館）
(アオッサ前～高志高校グラウンド間は乗車のみです。)

運行時間 <南ルート> 福井駅前5番のりば 毎時30分発（1時間間隔）

平日 8:30～18:30

土日祝 8:30～17:30

<北ルート> 福井駅前5番のりば 每時00分発（1時間間隔）

平日 9:00～18:00

土日祝 9:00～17:00

料金 無料



福井県文書館年報 第8号
平成22年度

平成23年7月31日発行

編集発行 福井県文書館
〒918-8113
福井県福井市下馬町51-11
TEL 0776-33-8890
FAX 0776-33-8891

URL <http://www.archives.pref.fukui.jp>
E-mail bunshokan@pref.fukui.lg.jp



健康長寿の福井

11.07.11398